

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当支給事務等システムでは、内部による不正利用防止のため、利用者の限定、アクセス権限の設定等の措置を講じている。
また、システムの維持管理業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県知事

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法(以下「法」という。)に基づき、離婚等により配偶者がいない方が児童を監護・養育している場合に手当を支給している。 ・特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく児童額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法第30条に関する事務 ⑦法施行規則第3条に基づく届出に関する事務 ⑧法第4条に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当支給事務等システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表56の項 ・番号法別表で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ○番号法第19条第8号 別表 ・情報照会の根拠56の項 ・情報提供の根拠17の項、20の項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 ○番号法別表で定める事務及び情報を定める命令 ・事務第29条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県保健福祉部こども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部こども政策課(028-623-3067)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁舎本館5階 栃木県保健福祉部こども政策課(028-623-3067)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども政策課長 小竹 欣男	こども政策課長 阿久澤 真理	事後	評価書の見直しに係る修正
平成29年6月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条第1号ト、同条第3号ヘ、同条第4号、第19条第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号リ、同条第2号から第5号まで	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、64の項、65の項、87の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第4号ヌ、同条第5号、同条第6号チ、同条第8号カ、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号リ、同条第2号から第4号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しに係る修正
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども政策課長 阿久澤 真理	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、64の項、65の項、87の項、116の項 略	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 略	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 略	事後	評価書の見直しに係る修正
令和5年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条第1号ヌ、同条第2号チ、同条第4号ヌ、同条第5号、同条第6号チ、同条第8号カ、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号リ、同条第2号から第4号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第5号、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号から第5号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当支給事務等システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	児童扶養手当支給事務等システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しによる修正
令和6年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条第1号ル、同条第2号リ、同条第4号ヌ、同条第5号、同条第6号リ、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第59条の2の2第1号ヌ、同条第2号から第5号まで ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	事後	評価書の見直しによる修正
令和6年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく児童額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法施行規則第3条に基づく届出に関する事務	・特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①法第6条に基づく認定請求に関する事務 ②児童扶養手当証書に関する事務 ③法第8条に基づく児童額改定に関する事務 ④法第16条に基づく未払の手当に関する事務 ⑤法第28条に関する事務 ⑥法第30条に関する事務 ⑦法施行規則第3条に基づく届出に関する事務 ⑧法第4条に関する事務	事後	評価書の見直しによる修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 37の項 ・番号法別表第一で定める事務を定める命令 第29条	・番号法第9条第1項 別表 56の項 ・番号法別表で定める事務を定める命令 第29条	事後	評価書の見直しによる修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 57の項 ・情報提供の根拠 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第31条 ・情報 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 ※番号法別表第二の30の項に係る主務省令は未制定。	○番号法第19条第8号 別表 ・情報照会の根拠 56の項 ・情報提供の根拠 17の項、20の項、42の項、81の項、89の項、90の項、125の項、141の項、155の項、161の項 ○番号法別表で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第29条	事後	評価書の見直しによる修正